

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院の院内感染対策に関する取り組みは以下のとおりです。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

安全で安心な医療を提供するために、院内感染対策推進への取り組みは不可欠との認識を持ち、病院全体として感染対策に取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本方針

院内感染対策委員会を設置し、毎月1回定期的に会議を開催し、感染対策の検討を行います。また、感染対策チーム（ICT）を置き、定期的に院内巡回を行い、院内感染防止対策実施状況の把握・指導を行います。

3. 院内感染対策推進のために必要な基本方針

「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員はこれを遵守します。また、マニュアルは職員に周知徹底を図るとともに、新しい知見を取り入れ適宜改訂を行います。

4. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

全職員を対象とした院内感染対策に関する研修会を年2回程度定期的に実施し、知識の向上と技術の維持に努めています。

5. 感染症発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は感染対策チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。また、地域の医療機関や保健所と速やかに連携し、感染症の発生や流行時に迅速に対応できる体制を整えています。

6. 抗菌薬適正使用の推進に関する基本方針

抗菌薬の適正な使用を推進し、薬剤耐性菌の発生を抑える取り組みを行っています。

7. 患者さん等への情報提供に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者さん及びご家族から閲覧の求めがあった場合にはこれに応じるものとします。

広島県厚生農業協同組合連合会
吉田総合病院 病院長